

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年(2020年)3月18日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 長崎 任男

随時監査（工事監査）結果

1 監査の対象工事

R 元宮田町西山急傾斜地崩壊対策工事

2 監査の期日

令和2年1月31日

3 監査の方法

令和元年度において施工中の建築・土木工事の中から抽出した上記の工事について、その設計、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、工事現場の実地調査を行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人 大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階において、関係図書の整備状況を含め、適正に執行されていた。

工事進捗状況について、令和2年1月31日現在の実施出来高は、48.8%であり、計画出来高58.3%に対し10%程度の遅れが見られるものの、急斜面である施工現場の作業条件等から工程管理と安全管理に関し受注者と慎重に協議を重ねた結果であり、対等な信頼関係の構築が図られ、工事全体としておおむね良好に執行されているものと認められた。

平成26年8月の豪雨による広島市での大規模土砂災害をはじめ、近年記録的な大雨や土砂災害が頻発している中、急傾斜地の崩壊防止を図ることで市民の生命・財産を保護することは喫緊の課題となっている。本工事については、引き続き安全管理に配慮しつ

つ受注者との良好な関係を継続し、可能な限り早期に無事故・無災害で竣工することが望まれる。

なお、急傾斜地崩壊対策に関しては、彦根市総合計画後期基本計画や彦根市地域防災計画に位置づけられており、今後も計画の目指すところにより、全市的な視点として危険個所の把握を行い、土砂災害警戒区域等の指定を促進することで、さらなる土砂災害の軽減に努められたい。

【現場調査状況】

